

フォークリフト運転技能講習開催のご案内
(茨城労働局長登録教習機関登録番号1-11 登録満了日31年3月30日)

最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務については、フォークリフト運転技能講習を修了した者等、資格を有する者でなければ業務につかせてはならないことになっています。

つきましては、労働安全衛生法第76条の規定に基づいて、フォークリフト運転技能講習を下記により実施致しますので、受講されますようご案内致します。

記

1. 受講資格 普通自動車以上の免許を有する者
(免許のない方は別途ご連絡下さい。)
2. 講習日時
学 科 平成30年4月4日(水) 9:00~17:57
実 技 平成30年4月5日(木)~5月9日(水) 8:15~17:00
[実技講習日(3日間)は、申込み先着順に指定します。]
3. 講習会場
学 科 日立商工会議所会館4階 ドームホール
[日立市幸町1-21-2 日立シビックセンター日立市図書館隣り]
[日立駅中央口より徒歩約5分、開館は午前8時15分です]
実 技 日立市諏訪町2丁目8番地内 日立労働基準協会実技会場(日京クリエイト株の隣り)
4. 受講料
1名につき 受講料(税込)34,560円 テキスト代(税込)1,650円 合計(税込)36,210円
5. 申込方法
電話にて受講人数を予約の上、別紙受講申込書に、写真(3.6cm×2.4cm、コピー不可、無背景、脱帽)と自動車免許証の(写)を貼付し、受講料及びテキスト代を添えてお申込み下さい。(予約した方で、申込締切日を過ぎてもお申込みをしていない場合はキャンセルとみなします。)
尚、テキストはご本人に当日お渡し致します。
・申込先 (一社)日立労働基準協会
〒317-0073 日立市幸町1-21-2 日立商工会議所会館1階 TEL0294(23)3431
・会員事業場と非会員事業場の取扱い
〈会員事業場〉受講料及びテキスト代を銀行振込み希望の場合は、協会発行の請求書到着後に指定口座へ振込んで下さい。
〈非会員事業場〉持参又は現金書留にてお願いします。
6. 申込期限 平成30年3月20日(火) **(締切日必着)**
(ただし定員に達した場合はその時点で締切ります。)
7. 定 員 80名
8. 申込書本人確認 **講習初日に下記のいずれかの確認書類を持参してください。**書類の提示がない場合は合格しても修了証は発行できない旨ご了承ください。
確認書類(原本) 自動車運転免許証、健康保険証、パスポート、在留カード
※健康保険証、パスポートについては現住所の確認できる書類(公共料金支払い書類等)も持参
9. その他
①試験はマークシート方式ですので、HBエンピツ・消しゴムをご用意下さい。
②申込締切日以降に申込みを取り消されても受講料はお返し出来ません。
③学科会場には駐車場がありませんので、ご了承下さい。
どうしてもお車を使用する場合は、自費にて有料駐車場をご利用下さい。
④申込書不足の時はコピーしてご使用下さい。規格外の申込用紙は使用しないで下さい。

フォークリフト運転技能講習受講申込書

受講番号

※

修了証用
写 真
(のりづけ)
写真裏面に氏
名を記入して
下さい。
サイズ
3.6 cm×2.4 cm

ふりがな		昭和	年	月	日生
氏 名	生年月日	平成			
	連絡先 TEL				
現住所	〒				
事業場	名称		協会員 コード番号		
	所在地	〒			
	担当者職氏名		TEL		
自動車免許 所有の有無	1. 有り 2. 無し (該当番号に○印)				

自動車運転免許証写貼付欄 (のりづけ)	(注意) 免許証の住所を変更している場合は、裏面の写しも貼付してください。 住所を変更して手続きがお済でない場合は、受付時にお申し出下さい。	左記「写」の書類については、原本と相違ないことを証明します。
	【有効期限の確認をお願いします】 運転免許証の有効期限は実技最終日まで満了していることが必要です。 ※途中で更新された場合は再度ご提出下さい。	平成 年 月 日 事業場所在地 事業場名称 事業者職名・氏名

上記のとおり申し込みます。

平成 年 月 日

申込者氏名 (担当者又は本人)

Ⓔ

一般社団法人 茨城労働基準協会連合会会長 殿

- [注] 1. 修了証用写真 (申込前6ヶ月以内のもの) (サイズ 3.6cm×2.4cm 上半身脱帽) 1枚を右上欄に貼付して下さい。
(デジタル写真の品質により修了証作成の読込処理に乱れが生じたもの、サングラス等で顔の一部が隠れているもの等は撮り直しをお願いすることがあります。)
2. 講習初日に自動車運転免許証・健康保険証・パスポート・在留カード等のいずれかの公的書類を持参して下さい。
健康保険証を持参する方は現住所の確認できる書類も持参して下さい。
3. 自動車の免許を所有する者で、学科の一部 (走行に関する知識) 免除を受けようとする者は、自動車運転免許証の写しを上欄に貼付し、事業者から原本証明を受けて下さい。事業者から原本証明を得られない者は、自動車運転免許証を受付時に提示し、確認を受けて下さい。
4. 会員事業場は協会員コード番号を必ず記入して下さい
5. 個人で申し込む方は、事業場関係の記入は不要です。
6. 外国人の方は、在留カードの写しを添付して下さい。
7. 満18歳に満たない方は受講できません。

(個人情報について)
受講申込書にご記入いただいた個人情報については、当連合会が責任を持って保管・管理しお申込まいただいた講習の的確な実施のためにのみ使用いたします。

[H29.4.1]